

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける 「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務に係る企画提案仕様書

《応募にあたって》

- 「① 運動、笑い、音楽」、「② 口の健康、食」、「③ 認知症予防」の3分野いずれかに応募してください。
- 本企画提案公募においては、書面審査及びプレゼンテーション審査により、分野ごとに最優秀提案事業者を決定します。
- 同一の提案者が複数の分野に応募する場合は、「全て異なる内容の企画提案」であることが必要です。

1 業務名

いのち輝く未来社会をめざすビジョンにおける「10歳若返り」プロジェクト推進事業委託業務

2 業務目的

大阪府では、2025年大阪・関西万博のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を先取りした施策の推進を図るため、オール大阪で取組みを進めるアクションプランとして、2018年3月に「いのち輝く未来社会をめざすビジョン」を策定。本ビジョンでは、「健康寿命の延伸」と「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」の2つを目標としている。

本業務の目的は、「いきいきと長く活躍できる『10歳若返り』」を実現するために、「10歳若返り」の府民認知度の向上・府民の行動変容(予防などの健康づくり、運動などの多様な活動への参加等)に資する取組みを促進することである。この目的を実現するために、府民向けの体験型事業等を実施する。

また、本業務において、積極的に先端技術等を活用することにより、新サービス・新産業の創出や2025年大阪・関西万博への機運醸成の促進につなげる。

◆いのち輝く未来社会をめざすビジョン

万博のインパクトを活かして、生涯を通じて心身ともに健康で、それぞれの能力を活かして輝きながら暮らし続けることのできる「いのち輝く未来社会」を実現するために、「健康寿命の延伸」といきいきと長く活躍できる「10歳若返り」を目標として、2018年3月に策定したアクションプラン。

◆「10歳若返り」の定義

健康寿命の延伸に加え、健康状態に応じて、誰もが生涯を通じ、自らの意思に基づき、活動的に生活できることと定義している。

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/inochi_v/index.html(大阪府 HP)

◆「10歳若返り」の進め方

「10歳若返り」の取組みは、大阪府において、有識者の意見を踏まえて、(1)運動と笑い、音楽(2)口の健康、食(3)認知症予防(4)アンチエイジング(5)企業の取組み促進(6)生きがい、やりがい(7)いのち輝く未来のまちづくりの分野を柱として、「連携の視点」や「先進技術の視点」を踏まえて取り組むこととしているもので、府内の市町村や企業等においても、取組みの拡大をめざすもの。



3 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

4 委託上限額

8,000,000 円(税込・1分野あたり上限)

※本業務を履行するすべての経費を含む

5 業務内容及び企画提案を求める内容

(1)「10 歳若返り」を体験できるコンテンツの企画・実施

「2 業務目的」を達成するため、以下に記載の業務を実施すること。

- ① 「(1)運動、笑い、音楽」、「(2)口の健康、食」、「(3)認知症予防」のいずれかの分野を通じた「10 歳若返り」を体験できるコンテンツ(体験イベント、セミナー、実証実験等)を企画し、府民向けに実施すること。
 - ・ コンテンツは、多くの府民が参加でき、府民の行動変容につながることを期待できるもの、先端技術(※)の活用など創意工夫・インパクトのあるもの、府民から府民への波及・拡散が期待できるものや、2025 年大阪・関西万博の機運醸成や万博会場等での取り組みにつながると期待できるものを企画・実施すること。
 - ・ コンテンツの効果的な組み合わせ、府内複数個所での実施、一定期間における連続開催なども検討すること。
- ② SNS 等の媒体を使用して、実施するコンテンツの周知、「10 歳若返り」プロジェクトの PR を行うこと。
 - ・ 「10歳若返り」の認知度向上の達成に向け、効果的な広報を行うこと。
- ③ 体験した府民を対象としたアンケート等を実施し効果検証を行うこと。
 - ・ 『「10歳若返り」の認知度向上』・「府民の行動変容促進」を達成できたかどうかを検証すること。

(提案を求める内容)

公募実施要領8ページ「審査基準」に即して、具体的に提案すること。

- ① コンテンツの内容(実施時期、実施場所、ターゲット設定の狙い等)
「10 歳若返り」の府民認知度の向上、府民の行動変容(予防などの健康づくり、運動などの多様な活動への参加等)等に資する府民向けコンテンツについて、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案してください。
- ② 先端技術の活用
本業務で先端技術を活用する場合、その内容について具体的に提案してください。
- ③①で実施するコンテンツ及び「10 歳若返り」プロジェクトの PR 手法
実施するコンテンツの周知、「10 歳若返り」プロジェクトの認知度向上につながる PR 手法について、独自の知見やノウハウを活かして具体的に提案してください。
- ④効果検証の方法
本業務の目的である、「『10歳若返り』の認知度向上」・「府民の行動変容促進」を達成できたかどうか、検証する方法について具体的に提案してください。

(留意事項)

- ・ 公募する 3 分野に、「アンチエイジング」、「生きがい、やりがい」、「いのち輝く未来のまちづくり」のいずれかの分野を組み合わせた提案については、審査の上、加点の対象とする。
- ・ 「運動、笑い、音楽」又は「口の健康、食」の分野の提案をする場合、例えば、「運動」のみに関する業務や、「口の健康」のみに関する業務を提案しても差し支えない。
- ・ 先端技術(※)を活用することにより、新サービス、新産業の創出や、2025 年大阪・関西万博の機運醸成、万博会場等での取組みにつながることを期待できる提案については、審査の上、加点の対象とする。

※)先端技術の活用について

AI、5G、生体認証等の技術を活用して、「10 歳若返り」に資する取組みが効率化するものであり、さらに、新サービスや、新産業の創出につながる可能性が考えられるもの。

(先端技術の例)

- ・ AI センシング技術を活用し、自然と身体を動かし、誰もが楽しく運動を体験することができる
バーチャルモーションシステム
- ・ 視線の動きから認知機能を計測できるアプリケーション 等

(2)業務の実施体制の確保について

本業務について、契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるように計画を立てて進行管理を行うこと。

(提案を求める内容)

- 1) 業務実施体制及び人員(配置する人員数や、資格・技術など)
- 2) 契約期間内の全体スケジュール
- 3) 著作権等コンプライアンスへの取組み(体制、確認方法など)

6 本業務の成果物

(1)成果物の内容

○実績報告書

・実績報告書の提出媒体については、CD-R または DVD-R に word 及び pdf データを保存し、1枚提出するとともに、併せて、紙媒体にカラー出力したものを1部提出すること。

○本業務において実施されたプログラムに関する動画

- ・本業務において実施されたプログラムについて、大阪府「10 歳若返り」チャンネル等で配信することを想定して編集し、DVD-R 形式で1部提出すること。
- ・動画は WEB 上に掲載でき、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても閲覧できるようにすること。
- ・成果物として納品する動画の内容については、発注者と調整の上、決定すること。

(2)成果物の提出時期及び提出場所

○成果物の提出時期

- ・成果物は、令和6年3月29日(金)までに提出すること。
- ・成果物の提出をもって本業務の履行完了となる。

7 著作権に係る留意事項

- ・成果物及び成果物に使用するため作成したすべてのもの(原稿及び写真、データ等)の著作権(著作権法第21条から第28条に定める権利を含む)は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。
- ・受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- ・イベント出演者等の調整は原則受注者が行うものとする。
- ・イベントで使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の処理・調整については受注者が行い、成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

8 委託業務の実施上の留意点

- ・業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・本業務を通じて知り得た情報(個人情報を含む)は、業務実施以外の目的で利用してはならない。
- ・再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は発注者と協議の上決定する。

9 委託業務の実施状況の報告

- ・受注者は契約締結後、随時、本業務の準備状況、実施状況等を書面により大阪府に報告すること(様式自由)。なお、イベント等を実施する場合は、原則、イベント等ごとの終了後に実施状況を書面により発注者に報告すること。
- ・受注者は、事業が著しく遅滞した場合などは、発注者の求めに応じて原因の分析、課題の抽出、改善策の策定など必要な措置を行い、その結果について書面で報告すること。
- ・発注者は、必要に応じて、業務の準備状況、実施状況等について報告を求めることがあるため、受注者はこの求めに応じなければならない。

10 書類の保存

- ・受注者は、会計に関する諸記録を整備し、事業年度終了後5年間保存するものとする。

11 その他留意事項

- ・受注者は、契約締結後直ちに業務の実施体制に基づく責任者を指定し、発注者へ報告すること。
- ・受注者は、契約締結後14日以内に、業務実施計画書(業務スケジュール)を発注者へ提出すること。
- ・受注者は、契約締結後、業務の実施に際しては、発注者の指示に従うこと。
- ・本業務の実施にあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、業務を遂行する。

・受注者は、業務の具体的な内容については、大阪府と協議の上で決定すること。